

(証券コード 3840)
2021年6月15日

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前六丁目17番11号
パ ス 株 式 会 社
代表取締役 堀 主知ロバート

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、極力書面により事前に議決権を行使いただき、株主総会のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月29日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2021年6月30日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分） |
| 2. 場 所 | 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスト4階
渋谷ソラストコンファレンス 4A会議室
(昨年と同じ会場ですが、会議室が異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第31期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第31期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件 |

4. 決 議 事 項

第1号議案

定款一部変更の件

第2号議案

監査等委員でない取締役3名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案

監査等委員でない取締役の報酬等の額決定の件

第5号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当社は、法令及び定款第14条の規定により、添付書類のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.pathway.co.jp>）に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。

①事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

②連結計算書類の連結注記表

③計算書類の個別注記表

監査役が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、連結計算書類及び計算書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記①、②及び③の事項となります。

会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に添付の連結計算書類及び計算書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記②及び③の事項となります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.pathway.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

I 企業集団の現況

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における経済環境は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大は収束には向かっておらず、経済活動の制限が依然として継続しており、ワクチンの接種は始まったものの、国や地域によって、対応が大きく異なる状況となっています。

日本経済においては、一時的にはGoToキャンペーンなどの政策が功を奏したものの、当連結会計年度において緊急事態宣言が2回にわたって発出されるなど、個人消費の停滞や社会の不安感が広がっております。

化粧品市場におきましても、外出自粛による需要減退などの影響を強く受け、当社グループの主力であるメイクアップ商品についても厳しい状況が続いております。

このような環境のなか当社グループは、既存商品の売上減少に歯止めをかけ、成長を維持するために、営業活動や広告宣伝活動を行うとともに、新商品の開発・投入を行いました。また、不採算部門の経費見直しを図り、採算の改善に努めました。一方で、前期に大きく売上を伸ばしたクレンジング商品の取引中止が大きく影響しました。

一方、ブロックチェーン関連事業から撤退したことにより、同セグメントにおいて発生した損失は、当期においては発生しませんでした。

これらの結果、売上高は2,208百万円（前連結会計年度比275百万円減）、営業損失は539百万円（前連結会計年度は546百万円の損失）、経常損失は537百万円（前連結会計年度は873百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は538百万円（前連結会計年度は777百万円の損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は37百万円で、その主なものは、通信販売事業に関する有形資産 4 百万円および無形資産 3 百万円、微細藻の培養・抽出に関する有形資産27百万円などです。

(3) 資金調達の状況

2020年10月には、当社において第三者割当により新株式2,189,800株（払込金額、1株につき137円）を発行いたしました。また2020年10月に発行した第10回新株予約権の行使により当連結会計年度において新株式1,196,000株（払込金額1株につき137円）を発行いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は、次のとおりです。

①通信販売事業における新規商品計画

当社グループは、「自らの力で」「自然な美しさ」をコンセプトの下で新規商品展開計画に取り組んでおり、第一弾として2021年4月1日に濃密炭酸泡×ビタミンの新スキンケアシリーズである「バブルショット」という、既存商品に新素材を織込みリニューアルした女性用新スキンケアシリーズを発売いたしました。その後、商品開発第二弾といたしまして、近年、化粧品市場に於いて急成長を遂げる男性用スキンケア商品の開発を行ってまいります。

②通信販売事業における自社抽出成分の開発

当社グループは、当社連結子会社である株式会社アルヌールと共同開発を行い、微細藻を由来とする有用成分であるフコキサンチンを配合したスキンケア商品の開発に取り組んでおり、2021年下半年より2022年以降にかけて、フコキサンチンシリーズとして販売を予定しております。今後は、既存事業で培った化粧品事業を活用し、同業他社製品との競合優位性をもつ自社抽出成分の開発を進め、当社グループの事業ポートフォリオにおける主要事業の一つに成長させる所存です。

③顧客層の拡大

当社グループは、中核となす化粧品通信販売事業における新たな成長の原動力となるような、現基幹事業であるベースメイク商品の開発を行い、これまで50代・60代を中心としていた顧客年齢層を、30代・40代の顧客年齢層を取り込む目的として、新製品開発を企図したリニューアルを行ってまいります。30代・40代の顧客年齢層においては、Web購入に積極的であるため、当該顧客年齢層をターゲットとしたスキンケア商品の情報配信を行い、顧客ニーズに合わせたWebを利用した商品展開を行います。その結果、一時的な期間収益率は下がるものの、顧客年齢層の幅を広げて効率的に獲得数を増やすことにより、収益性向上を目指してまいります。

④成長資金の投資

上記のように、新たな製品開発に向けた大幅な開発投資及び新規顧客獲得のための広告投資の増大が必要となっており、長期的に事業の成長を図るために必要な資金の確保を行うとともに、更なる事業成長のための投資を行うことで、当社グループの新たな基盤づくりに寄与するものと考え、事業規模の拡大を進めてまいります。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度において、営業損失546百万円、親会社株主に帰属する当期純損失777百万円、営業活動によるキャッシュ・フローの赤字345百万円を計上し、当連結会計年度においても営業損失539百万円、親会社株主に帰属する当期純損失538百万円、営業活動によるキャッシュ・フローの赤字502百万円を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループでは、当該事象または状況を解消するため、以下の施策を進め、当社グループの収益構造を抜本的に改革していくとともに、継続した財務基盤の強化を図ります。

①本業への集中

当社グループは、美と健康を事業領域として定め、当該事業に人的資源及び資金を集中して成長を目指してまいります。M&Aによる投資機会があった場合にも、既存事業の成長につながるような関連多角化を行い、非関連多角化は、相当の収益性が見込める場合などに、投資機会を限定してまいります。

②優位性のある新商品投入

当社グループでは、専任の役員を中心に素材レベルで優位性を築くべく、研究開発に取り組んでおり、排他的優位性のある商品を開発してまいります。また、スキンケア商品や男性用市場が成長していることを受けて、それに向けた商品を開発投入してまいります。

③効率の良い顧客獲得手法の開発

当社が、従前より積み重ねてきた顧客情報その他のマーケティング情報と、今後開発していくマーケティング手法を重ねることにより、効率のよい顧客獲得の手法を開発してまいります。

④お客様に繰り返しご注文いただける手法の開発

当社ではこれまで、会報誌を用いた都度購入が中心でした。今後、定期便モデルを中心としたビジネスモデルを再構築します。また、広告媒体と商品を、お客様とのコミュニケーション手段と位置づけて、お客様とより良い関係を構築することにより、繰り返しご注文いただける手法を開発してまいります。

⑤ウェルネス商材の投入

当社はこれまで、「美と健康」の事業領域のうち、化粧品を中心とした商材を取り扱ってきました。今後、ウェルネス家電、フィットネス器具、健康雑貨といったウェルネス商材を投入することで、新たな需要を取り込み、さらなる成長を図ってまいります。

⑥経費削減

業務の効率化による販売費及び一般管理費のさらなる削減や、その他の経費見直しを行ってまいります。また、広告及び販促活動の効果を見極め、非効率な広告・販促投資を控えることにより、収益に悪影響を与えることのないようコスト削減を行ってまいります。

⑦財務基盤の強化

当社は、2020年10月に、第三者割当増資による新株式及び第10回新株予約権を発行し、また2021年5月に第11回新株予約権を発行し一定の資金調達を実現しました。今後も、手元流動性を確保して安定的な事業運営を行うとともに、中長期にわたる成長を見込んだ投資を行えるような財務基盤を確立してまいります。

以上のような対応策を実施していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第28期 (2018年3月期)	第29期 (2019年3月期)	第30期 (2020年3月期)	第31期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売 上 高 (千円)	3,412,353	3,678,558	2,483,937	2,208,231
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損 失 (△) (千円)	△11,937	157,486	△777,815	△538,106
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 (△) (円)	△0.59	5.58	△27.54	△18.36
総 資 産 (千円)	2,808,820	2,746,119	1,203,509	1,065,668
純 資 産 (千円)	1,856,126	1,529,295	743,384	673,095
1株当たり純資産額 (円)	61.83	53.86	26.32	21.19

(注) 1. 千円未満は切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

3. 売上高には、税込処理を採用している一部の子会社を除き消費税等は含まれておりません。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第28期 (2018年3月期)	第29期 (2019年3月期)	第30期 (2020年3月期)	第31期 (当事業年度) (2021年3月期)
売 上 高 (千円)	—	41,538	34,544	118,595
当 期 純 損 失 (△) (千円)	△135,831	△98,143	△493,878	△631,568
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△6.68	△3.48	△17.49	△21.55
総 資 産 (千円)	1,670,848	2,016,787	1,124,201	1,179,468
純 資 産 (千円)	1,635,211	1,537,068	1,043,189	879,437
1株当たり純資産額 (円)	57.90	54.43	36.94	27.71

(注) 1. 千円未満は切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 重要な子会社の状況（2021年3月31日現在）

会 社 名	住 所	資 本 金	当 社 の 議 決 権 率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
株式会社 マードゥレクス	東京都渋谷区	80,000千円	100.0	化粧品のEC・ダイレクトマーケティング
株式会社 ジヴァスタジオ	東京都渋谷区	75,000千円	100.0	ライフスタイル商材・美容健康 関連商材の企画・開発及び通販 流通
株 式 会 社 ア ル ニ ュール	東京都渋谷区	30,000千円	100.0	微細藻類の培養、研究開発、微 細藻類およびその抽出物の販 売

- (注) 1. 当社の子会社は、上記の子会社3社であります。
2. 2020年11月30日において、当社の100%子会社として株式会社アルニールを設立し、連結子会社としました。
3. 当事業年度末における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社ジヴァスタジオ
特定完全子会社の住所	東京渋谷区神宮前6丁目17番11号
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	550百万円
当社の総資産額	1,179百万円

4. 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

企業集団の主要な事業内容は、以下のとおりであります。

事 業	主 要 サ ー ビ ス 等
通 信 販 売 事 業	・「エクスポーテ Ex:beaute」ブランド化粧品の販売 ・「美と健康」をキーワードとした商品の企画開発 ・上記商品のTV・カタログ・Web・店頭を通じた販売

5. 主要な事業所（2021年3月31日現在）

当 社	(本 社) 東京都渋谷区
株式会社 マードゥレクス	(本 社) 東京都渋谷区
株式会社 ジヴァスタジオ	(本 社) 東京都渋谷区
株 式 会 社 ア ル ニ ュ ー ル	(本 社) 東京都渋谷区 (R & Dセンター) 東京都豊島区

6. 使用人の状況（2021年3月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

事 業 部 門	使 用 人 数	前 期 末 比 増 減
通 信 販 売 事 業	46名	3名増
そ の 他	2名	2名増
全 社 (共 通)	2名	1名減
合 計	50名	4名増

- (注) 1. 使用人数には、使用人兼務取締役及び受入出向者を含め、出向者及び臨時従業員は含まれておりません。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない部門に所属している者であります。

(2) 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減
10名	7名増

- (注) 使用人数には、使用人兼務取締役及び受入出向者を含め、出向者及び臨時従業員は含まれておりません。

Ⅱ 会社の状況

1. 株式の状況（2021年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 69,378,000株

(2) 発行済株式の総数 31,625,800株

(注) 2020年10月16日を払込期日とする第三者割当による募集株式の発行により、2,189,800株増加しております。また、2020年10月16日を割当日として発行した新株予約権の権利行使により、発行済株式総数は1,196,000株増加しております。

(3) 株主数 4,877名（前期末比339名増）

(4) 大株主（10名）

株 主 名	持 株 数 （ 株 ）	持 株 比 率 （ % ）
株 式 会 社 サ ン テ ッ ク	2,145,000	6.78
韓 震	1,550,000	4.90
令 和 キ ャ ピ タ ル 有 限 責 任 事 業 組 合	1,087,400	3.43
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	1,084,300	3.42
株 式 会 社 ア セ ッ ト プ ロ デ ュ ー ス	841,800	2.66
株 式 会 社 T M フ ィ ナ ン シ ャ ル ス ト ラ テ ジ ー	760,500	2.40
明 和 證 券 株 式 会 社	728,000	2.30
株 式 会 社 な ず き	710,400	2.24
土 屋 允 誉	559,400	1.76
a u カ ブ コ ム 証 券 株 式 会 社	499,500	1.57

2. 新株予約権等の状況

(1)当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2)当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3)その他の新株予約権等に関する重要な事項

①2020年10月16日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	50,806個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 5,080,600株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり78円
新株予約権の払込期日	2020年10月16日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき137円
新株予約権の行使期間	2020年10月16日から2021年10月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	1. 資本金 350,002,534円 2・資本準備金 350,002,534円
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数を令和キャピタル有限責任事業組合に割当てた。

(注) 上記新株予約権は、2021年4月21日開催の取締役会において、残存する全てを取得するとともに、取得後直ちにその全部を消却することを決議し、同日をもって取得及び消却を完了いたしました。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

地位及び担当	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	堀 主知ロバート	Oceans株式会社 代表取締役
取 締 役	畑 宏 芳	ジーニアアンドアーレイ株式会社 代表取締役社長 ジーニアアンドアーレイ鳥取株式会社 代表取締役社長 三洋テクノソリューションズ鳥取株式会社 代表取締役会長
取 締 役	牧 野 正 幸	株式会社パトスロゴス 代表取締役
取 締 役	中 谷 文 明	株式会社ジークス 代表取締役
取 締 役 (注) 1、6	伊 藤 雅 彦	株式会社デルタウィンコンサルティング 代表取締役
常 勤 監 査 役 (注) 2、3	福 田 優	
監 査 役 (注) 4	藤 井 幸 雄	フロンティア監査法人 統括代表社員
監 査 役 (注) 2、5、6	廣 瀬 健 太 郎	シリウス総合法律事務所

- (注) 1. 取締役伊藤雅彦氏は、社外取締役であります。
2. 監査役福田優氏及び廣瀬健太郎氏は、社外監査役であります。
3. 社外監査役福田優氏は、大手ホテル及びクレジットカード会社において役員を務め、企業のコーポレートガバナンスおよびコンプライアンス経営に関する豊富な見識を有しております。
4. 監査役藤井幸雄氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見及び経験を有しております。
5. 社外監査役廣瀬健太郎氏は、弁護士として専門的な知見及び経験を有しております。
6. 当社は、社外取締役伊藤雅彦氏及び社外監査役廣瀬健太郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 取締役稲葉秀二氏、古川英一氏、津川弘行氏は、2020年6月18日をもって取締役を辞任いたしました。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の全取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、当該保険の保険料は全て当社が負担しております。また、新たに選任され就任した取締役がある場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期途中に同内容で更新することを予定しております。

(3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	25,500千円 (4,200千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	10,800千円 (8,400千円)
合 計 (うち社外役員)	9名 (3名)	36,300千円 (12,600千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の定時株主総会において年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は1名）です。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2005年5月27日開催の臨時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。
4. 取締役に対する業績連動報酬等はありません。
5. 取締役及び監査役に対する非金銭報酬はありません。
6. 取締役会は、代表取締役堀主知口パートに対し各取締役の報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績や経営方針等を勘案しつつ、各取締役の担当業務について評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、取締役会が報告を受けることにより、その妥当性について確認しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 伊藤 雅彦

- i. 他の法人等の業務執行役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外取締役伊藤雅彦氏は、株式会社デルタウィンコンサルティングの代表取締役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ii. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- iii. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
該当事項はありません。
- iv. 当社又は当社の人的関係、資本的関係又は取引関係、その他の利害関係
該当事項はありません。
- v. 当該事業年度における主な活動内容
社外取締役伊藤雅彦氏の当事業年度に開催された取締役会23回の全てに出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案審議等の疑問点等を明らかにするため発言を適宜行っております。経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として指定し、株式会社東京証券取引所にその旨を届け出ております。
- vi. 責任限定契約の内容の概要
当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約内容の概要は、賠償の限度額を法令が規定する最低責任限度額とするものであります。

② 監査役 福田 優

- i. 他の法人等の業務執行役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ii. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- iii. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
該当事項はありません。
- iv. 当該事業年度における主な活動内容
社外監査役福田優氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、取締役会23回及び監査役会13回の内、取締役会23回及び監査役会13回に出席し、議案審議等の疑問点等を明らかにするため発言を適宜行っております。
- v. 責任限定契約の内容の概要
当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約内容の概要は、賠償の限度額を法令が規定する最低責任限度額とするものであります。

③ 監査役 廣瀬 健太郎

- i. 他の法人等の業務執行役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外監査役廣瀬健太郎氏は、弁護士であり、シリウス総合法律事務所の弁護士を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ii. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- iii. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
該当事項はありません。
- iv. 当該事業年度における主な活動内容
社外監査役廣瀬健太郎氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、取締役会23回及び監査役会13回の内、取締役会19回及び監査役会10回に出席し、議案審議等の疑問点等を明らかにするため発言を適宜行っております。当社は同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として指定し、株式会社東京証券取引所にその旨を届け出ております。
- v. 責任限定契約の内容の概要
当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約内容の概要は、賠償の限度額を法令が規定する最低責任限度額とするものであります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 R S M清和監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人である R S M清和監査法人から説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人の解任を決定いたします。

上記のほか、監査役会は、会計監査人が適正な監査の遂行が困難であると判断した場合に、会社法第344条に定める手続きに従い、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	955,322	流 動 負 債	392,572
現 金 及 び 預 金	205,657	買 掛 金	160,091
受取手形及び売掛金	208,992	未 払 金	136,426
商 品 及 び 製 品	417,348	未 払 法 人 税 等	3,726
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	61,285	賞 与 引 当 金	17,966
短 期 貸 付 金	330,286	返 品 調 整 引 当 金	4,420
そ の 他	71,704	ポ イ ン ト 引 当 金	13,153
貸 倒 引 当 金	△339,952	債 務 保 証 損 失 引 当 金	40,000
固 定 資 産	110,345	そ の 他	16,788
有 形 固 定 資 産	28,838	負 債 合 計	392,572
建 物 及 び 構 築 物	5,865	純 資 産 の 部	
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	17,058	株 主 資 本	670,065
工 具 、 器 具 及 び 備 品	5,915	資 本 金	332,393
無 形 固 定 資 産	52,827	資 本 剰 余 金	1,191,903
の れ ん	48,302	利 益 剰 余 金	△854,230
ソ フ ト ウ エ ア	2,740	新 株 予 約 権	3,029
そ の 他	1,784	純 資 産 合 計	673,095
投 資 そ の 他 の 資 産	28,679	負 債 純 資 産 合 計	1,065,668
敷 金 及 び 保 証 金	28,007		
そ の 他	672		
資 産 合 計	1,065,668		

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,208,231
売上原価		1,136,291
売上総利益		1,071,939
販売費及び一般管理費		1,611,632
営業外収益		△539,693
受取利息	2	
受取保険料	5,000	
債務保証損失引当金戻入額	9,743	
その他	2,429	17,175
営業外費用		
支払利息	578	
株式交付費	13,639	
その他	1,139	15,357
経常損失		△537,876
特別利益		
訴訟損失引当金戻入額	880	880
税金等調整前当期純損失		△536,995
法人税、住民税及び事業税	1,110	1,110
当期純損失		△538,106
親会社株主に帰属する当期純損失		△538,106

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 計 合 計
2020年4月1日 残高	100,000	959,509	△316,124	743,384
連結会計年度中の変動額				
新 株 の 発 行	232,393	232,393		464,787
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 (△)			△538,106	△538,106
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				—
当 期 変 動 額 合 計	232,393	232,393	△538,106	△73,318
2021年3月31日 残高	332,393	1,191,903	△854,230	670,065

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
2020年4月1日 残高	—	743,384
連結会計年度中の変動額		
新 株 の 発 行		464,787
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		△538,106
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	3,029	3,029
当 期 変 動 額 合 計	3,029	△70,288
2021年3月31日 残高	3,029	673,095

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	598,192	流 動 負 債	299,211
現 金 及 び 預 金	170,927	関 係 会 社 短 期 借 入 金	242,554
売 掛 金	115,221	未 払 金	49,685
短 期 貸 付 金	330,286	未 払 費 用	1,879
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	437,154	未 払 法 人 税 等	3,015
未 収 消 費 税 等	3,553	預 り 金	1,376
そ の 他	71,696	そ の 他	700
貸 倒 引 当 金	△530,647	固 定 負 債	818
固 定 資 産	581,275	預 り 保 証 金	818
投 資 そ の 他 の 資 産	581,275	負 債 合 計	300,030
関 係 会 社 株 式	580,034	純 資 産 の 部	
長 期 前 払 費 用	422	株 主 資 本	876,407
敷 金 及 び 保 証 金	818	資 本 金	332,393
資 産 合 計	1,179,468	資 本 剰 余 金	1,669,461
		資 本 準 備 金	1,537,290
		そ の 他 資 本 剰 余 金	132,171
		利 益 剰 余 金	△1,125,447
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,125,447
		繰 越 利 益 剰 余 金	△1,125,447
		新 株 予 約 権	3,029
		純 資 産 合 計	879,437
		負 債 純 資 産 合 計	1,179,468

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		118,595
売上原価		－
売上総利益		118,595
販売費及び一般管理費		257,670
営業損失		△139,075
営業外収益		
受取利息	462	
受取保険料	5,000	
その他の	664	6,126
営業外費用		
支払利息	2,606	
株式交付費	13,639	
貸倒引当金繰入額	192,295	208,540
経常損失		△341,491
特別利益		
その他の特別利益	880	880
特別損失		
子会社株式評価損	291,457	291,457
税金等調整前当期純損失		△632,068
法人税、住民税及び事業税	499	499
当期純損失		△631,568

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金	
2020年4月1日 残高	100,000	1,304,896	132,171	1,437,068	△493,878	1,043,189
事業年度中の変動額						
新株の発行	232,393	232,393		232,393		464,787
当期純損失					△631,568	△631,568
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	232,393	232,393	－	232,393	△631,568	△166,782
2021年3月31日 残高	332,393	1,537,290	132,171	1,669,461	△1,125,447	876,407

	新株予約権	純資産合計
2020年4月1日 残高	－	1,043,189
事業年度中の変動額		
新株の発行		464,787
当期純損失		△631,568
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	3,029	3,029
事業年度中の変動額合計	3,029	△163,752
2021年3月31日 残高	3,029	879,437

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月27日

パス株式会社
取締役会 御中

R S M清和監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	平 澤	優 ㊞
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	武 本 拓 也	㊞
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、パス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月27日

パス株式会社
取締役会 御中

R S M清和監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	平 澤	優 ㊞
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	武 本 拓 也	㊞
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、管理本部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査し、意見表明等いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年6月3日

パ ス 株 式 会 社 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 福 田 優 ⑩
(社外監査役)

監 査 役 藤 井 幸 雄 ⑩

監 査 役 廣 瀬 健 太 郎 ⑩
(社外監査役)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案から第5号議案に共通するご参考事項

本株主総会参考書類31頁から41頁までに記載の第1号議案から第5号議案の各議案は、監査等委員会設置会社移行に関連するものであります。これらの議案を上程するにあたり、監査等委員会設置会社に移行する理由及び監査等委員会設置会社の特徴をご説明いたします。

◆監査等委員会設置会社への移行理由

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、従来よりコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいりました。今般、取締役会の経営機能（経営の方針・全体戦略の決定）及び職務執行に対する監査・監督機能並びにコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るとともに、より透明性の高い経営と迅速な意思決定の実現を図るため「監査等委員会設置会社」に移行するものであります。

監査等委員会設置会社へ移行することにより、取締役会の監督機能をより強化するとともに、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させ、更なる企業価値向上を図ってまいります。

◆監査等委員会設置会社について

監査等委員会設置会社には、監査役・監査役会に代わり、3名以上の監査等委員である取締役で構成され、その過半数を社外取締役が占める監査等委員会が設置されます。監査等委員である取締役は、監査役とは異なり、取締役として取締役会における議決権を有するほか、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選解任や報酬について株主総会において意見を述べる権限を有します。これらの点から、監査等委員である取締役・監査等委員会による監督機能の強化が見込まれます。

また、監査等委員会設置会社においては、定款の規程に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定についても取締役会から取締役へ委任することが可能です。これにより、執行と監督の分離を推進できることから、監督機能の一層の強化が可能になるとともに、業務執行の機動性・効率性向上が可能になると考えております。

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会の設置により、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、職務執行に対する監査・監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るとともに、より透明性の高い経営と迅速な意思決定の実現を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく存じます。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、並びに、監査役及び監査役会に関する規定の削除、これらに伴う定数の変更等、所要の修正を行うものであります。

なお、本議案にかかる定款変更につきましては、本株主総会終結の時をもって効力が生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 章 総則 第 1 条から第 3 条（条文の記載省略） （機 関） 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）監査役 （3）監査役会 （4）会計監査人 第 5 条から第 16 条（条文の記載省略） 第 4 章 取締役及び取締役会 （員数） 第 17 条 当社の取締役は 8 名以内とする。	第 1 章 総則 第 1 条から第 3 条（現行のとおり） （機 関） 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）<u>監査等委員会</u> （3）<u>会計監査人</u> （削除） 第 5 条から第 16 条（現行のとおり） 第 4 章 取締役及び取締役会 （員数） 第 17 条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は 8 名以内とする。

現行定款	変更案
(新設)	2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。
(選任方法)	(選任方法)
第18条 取締役は、株主総会において選任する。	第18条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
(任期)	(任期)
第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第19条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 増員又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、 <u>在任</u> 取締役の任期の満了するときまでとする。	3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、 <u>退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u>
(代表取締役及び役付取締役)	(代表取締役及び役付取締役)
第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	第20条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、代表取締役を選定する。
2. 取締役会はその決議によって、取締役会長、最高経営責任者(CEO)、取締役社長、最高執行責任者(COO)各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、取締役会長、最高経営責任者(CEO)、取締役社長、最高執行責任者(COO)各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
第21条 (条文の記載省略)	第21条 (現行のとおりに)

現行定款	変更案
(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議方法等) 第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議事項があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u>	(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議方法等) 第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議事項があったものとみなす。
(新設) (報酬等) 第24条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 第25条～第26条（条文の記載省略） 第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第27条 当会社の監査役は、5名以内とする。	(重要な業務執行の決定の委任) 第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。 (報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u> 第26条～第27条（現行のとおりの削除） (削除) (削除)

現行定款	変更案
<u>(選任方法)</u> 第28条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
<u>(任期)</u> 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
<u>(常勤の監査役)</u> 第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(削除)
<u>(監査役会の決議方法)</u> 第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除)
<u>(監査役会の議事録)</u> 第33条 監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。	(削除)

現行定款	変更案
(監査役会規程) 第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削除)
(報酬等) 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
(監査役の責任免除) 第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(削除)
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	(常勤の監査等委員) 第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(新設)	(監査等委員会の招集通知) 第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	(監査等委員会の決議方法) 第30条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

現行定款	変更案
(新設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u> 第31条 監査等委員会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員はこれに記名押印または電子署名を行う。
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u> 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第6章 会計監査人 第37条～第38条（条文の記載省略）	第6章 会計監査人 第33条～第34条（現行のとおり）
(報酬等) 第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	(報酬等) 第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第40条（条文の記載省略）	第36条（現行のとおり）
第7章 計算 第41条～第44条（条文の記載省略）	第7章 計算 第37条～第40条（現行のとおり）
(新設)	附則
(新設)	<u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除等の経過措置)</u> 第1条 令和3年6月開催の第31回定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款の定めによる。
以上	以上

第2号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（5名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	ほり かず とち 堀 主知 ロバート (1965年8月23日)	1998 年 9 月 株式会社サイバード設立代表取締役社長 2016 年 8 月 Oceans株式会社代表取締役（現任） 2020 年 6 月 当社代表取締役（現任）	100株
	【選任理由】 堀主知ロバート氏は、当社代表取締役のほか、自ら企業を設立、株式上場を実現させ、代表取締役としてその経営に従事するなど、上場企業の経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。当該経験等を引き続き当社経営に活かすことにより、当社企業価値向上に資するものとして適任であると考え、取締役候補者となりました。		
2	はた ひろ よし 畑 宏 芳 (1963年12月18日)	1999 年 4 月 ジーニア＆アーレイ株式会社設立代表取締役社長（現任） 2011 年 8 月 ジーニア＆アーレイ鳥取株式会社設立代表取締役社長（現任） 2016 年 4 月 三洋テクノソリューションズ鳥取株式会社（旧鳥取三洋電機）代表取締役会長（現任） 2020 年 6 月 当社取締役（現任）	10,700株
	【選任理由】 畑宏芳氏は、当社取締役のほか、創業者としての企業の設立及びその経営に関する経験・実績・見識を有しております。当該経験等を引き続き当社経営に活かすことにより、当社企業価値向上に資するものとして適任であると考え、取締役候補者となりました。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	まきの まさゆき 牧野 正幸 (1963年2月5日)	1996年7月 株式会社ワークスアプリケーションズ設立 2000年9月 株式会社ワークスアプリケーションズ代表取締役 2020年6月 当社取締役(現任)	100株
	【選任理由】 牧野正幸氏は、当社取締役のほか、自ら企業を設立、株式上場を実現させ、代表取締役としてその経営に従事するなど、上場企業の経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。当該経験等を引き続き当社経営に活かすことにより、当社企業価値向上に資するものとして適任であると考え、取締役候補者としました。		

- (注) 1. 取締役候補者堀主知ロバート氏は、Oceans株式会社の代表取締役であり、当社は同社との間で業務委託契約を締結し、マーケティング支援業務を委託しています。
2. 上記以外の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 所有する当社の株式数には、パスグループ役員持株会における持ち分を含めた実質持株数を記載しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	ふじ ね たく や 藤 原 徳 也 (1967年7月26日)	1991年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）堂島支店入行 1995年7月 ソフトバンク株式会社入社 1997年9月 シーアイエス株式会社（現ソニーグローバルソリューションズ株式会社）執行役員CFO（～2004年8月まで） 2007年12月 アンカーテクノロジー株式会社取締役管理部長 2010年2月 アイ・ティー・コンサルティング株式会社（現株式会社ビーコンエヌシー）取締役CFO兼経営企画部長 2011年3月 株式会社ビーコンエヌシー代表取締役社長（～2021年2月まで） 2012年8月 BeaconNC Vietnam Co.,Ltd代表（～2021年2月まで） 2017年12月 プライドエアロスペース株式会社特別顧問（現任）	一株
【社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要】 藤原徳也氏は、様々な事業会社での、特に財務・企画・管理部門に関する豊富な経験と高い見識により、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	にし わき たけ お 西 脇 威 夫 (1968年7月22日)	1996年4月 弁護士登録 中川・高階法律事務所（現クリフォードチャンス法律事務所）入所 2004年12月 株式会社ナイキジャパン入社 2007年2月 西川シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業入所 2008年4月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業入所（～2012年7月まで） 2010年2月 ポメラート・ジャパン株式会社監査役（～2017年12月まで） 2012年8月 西脇法律事務所設立 2015年5月 一般社団法人日本スポーツコミッション理事（現任） 2015年11月 特定非営利活動法人シーエムシー監事（現任） 2017年1月 一般社団法人ザ・グローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプライ・チェーン監事（現任） 2018年7月 リップル法律事務所入所（現任）	一株
【社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要】 西脇威夫氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、会社法、薬機法、労働法等企業法務を専門分野とし、事業会社での企業内弁護士としての勤務経験、事業会社での監査役・一般社団法人での監事としての経験、並びに、弁護士としての豊富な知識と経験により、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。			
3	い で やす はる 井 出 庸 治 (1975年10月3日)	1999年7月 福田会計事務所入所 2005年1月 あると法律経済総合事務所（現東京ユナイテッド総合事務所）入所（現任） 2015年6月 あるとインシュアランス株式会社（現東京ユナイテッドインシュアランス株式会社）取締役（現任）	一株
【社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要】 井出庸治氏は、会計事務所における長年の業務経験を通じた、財務経理に関する十分な知見を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤原徳也氏、西脇威夫氏及び井出庸治氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、藤原徳也氏、西脇威夫氏及び井出庸治氏の選任が承認された場合、会社法427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。
4. 当社は、藤原徳也氏、西脇威夫氏及び井出庸治氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、経済情勢等の諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の総額を年額200百万円以内とすること、及び各取締役に對する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。なお、この報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は5名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「監査等委員でない取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、経済情勢等の諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の総額を年額30百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に對する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

I R 情報メールマガジン

I R 情報メールマガジンは、E メールアドレスをご登録いただいた方へ I R 情報ページの更新、決算、事業会社などのプレスリリースなどの最新情報を E メールにてお知らせするサービスです。

なお、当メールマガジンは、外部の A S P サービスを利用して配信を行います。

- ・ I R 情報全般の免責事項については、「免責事項」ページをご参照ください。
- ・ 個人情報保護についての考え方に同意いただくことを前提に【登録する】ボタンを押していただきますようお願い申し上げます。

I R 情報メールマガジン

<https://www.pathway.co.jp/ir/magazine.html>



株 主 各 位

パ ス 株 式 会 社

代表取締役 堀 主知ロバート

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

この度、株主の皆さまに、当社および当社グループへの理解促進を目的に、「Path Report（パス レポート）」を発行いたします。

当社は地球環境に配慮し省資源化を推進しており、「Path Report」は当社ホームページにて開示させていただくことといたしました。

当社ホームページでは株主の皆さまに有用な情報を適時にご提供できるように努めております。ぜひご覧いただけますようお願い申し上げます。

敬 具

記

「Path Report Vol.1」 公開予定日 2021年7月1日

当社ホームページ I R ライブラリー

<https://www.pathway.co.jp/ir/library/index.html>



以 上

メ 七

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary-ruled notebook paper. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

メ 毛

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary school writing paper. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

メ 毛

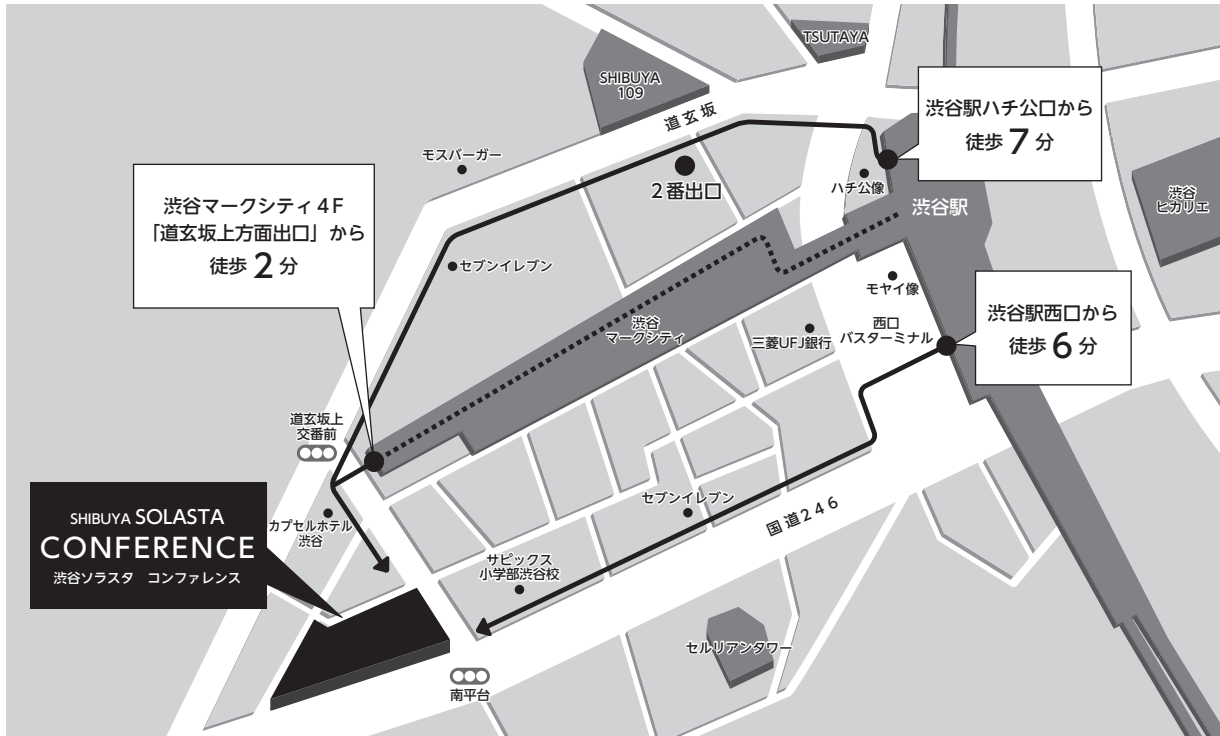
[illegible]

メ 七

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ
渋谷ソラスタコンファレンス 4階 4A会議室
T E L：03-5784-2604



[交通のご案内]

渋谷駅西口から 徒歩 6分

渋谷マークシティ 4F 「道玄坂上方面出口」 から 徒歩 2分

渋谷駅ハチ公口から道玄坂経由 徒歩 7分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。